

## 介護保険サービス事業者の検査結果及び指導について

東京都福祉保健局

東京都福祉保健局は、都内において、在宅サービス事業等を広域的に展開する事業者に対して行った、介護保険法に基づく指導及び監査の結果をまとめました。詳細につきましては、ホームページをご参照願います。( <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> )

### 株式会社コムスン

#### 訪問介護事業所

- (1) 改善勧告( 16事業所) 勧告事項：管理者が配置されていない、サービス提供責任者の員数が省令の定める数より少ない員数又は不在、管理者の専従義務違反( 管理者が複数の介護事業所の業務の指導、調整)
- (2) 文書指導( 147事業所) 指導内容：訪問介護計画を作成していない事例が認められた、介護報酬の一部返還と自主点検( 介護保険給付の対象とならないサービス( 家族が行うことが適当とされる行為等) について介護報酬を請求し受領している。)
- (3) 指定取消処分相当( 3事業所)( 廃止により処分非該当)  
虚偽の指定申請、人員基準違反  
虚偽の指定申請により不正に請求・受領した介護報酬( 43,204,105円) については保険者に対して返還するよう指導。

### 株式会社ニチイ学館

#### 訪問介護事業所

- (1) 改善勧告( 3事業所) 勧告事項：管理者の専従義務違反( 管理者が他の事業所でも管理業務をしていた) 訪問介護計画を作成していない事実を多数確認
- (2) 文書指導( 16事業所) 指導内容：介護報酬の一部返還と自主点検( 介護保険給付の対象とならないサービス( 家族が行うことが適当とされる行為等) について介護報酬を請求し受領している。)

#### 居宅介護支援事業所

- (1) 文書指導( 12事業所) 指導内容：介護報酬の一部返還と自主点検( 介護保険給付の対象とならないサービス内容( 家族が行うことが適当とされる行為等) を組み込んだ居宅サービス計画について介護報酬を請求し受領している。)

### 株式会社ジャパンケアサービス

#### 訪問介護事業所

- (1) 改善勧告( 2事業所) 勧告事項：サービス提供責任者の員数が省令の定める数より少ない員数
- (2) 文書指導( 12事業所) 指導内容：介護報酬の一部返還と自主点検( 介護保険給付の対象とならないサービス( 家族が行うことが適当とされる行為等) について介護報酬を請求し受領している。)

#### 居宅介護支援事業所

- (1) 文書指導( 6事業所) 指導内容：介護報酬の一部返還と自主点検( 介護保険給付の対象とならないサービス内容( 家族が行うことが適当とされる行為等) を組み込んだ居宅サービス計画について介護報酬を請求し受領している。)

東京都では今後、介護サービス事業所に対し指定申請に関する一斉監査等を予定しています。

## 「介護保険事業者に対する説明会」を実施しました

日時：平成 19 年 4 月 12 日・午前 10 時から 場所：都庁第二本庁舎・二庁ホール

対象：都内に 10 か所以上の介護保険指定事業所（訪問介護・居宅介護支援）を有する事業者

### 【主な内容】

あいさつ 福祉保健局指導監査部長 梶原 秀起

大手 3 社がそろって改善勧告を受けた。業界そのものの体質が問われている。  
法令を遵守し、襟を正して欲しい。

適正な事業所運営について 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長 角田 康一

### 第 1 法令遵守について

#### 1 今回の介護保険制度改正の柱

予防重視型システムへの変更 施設給付の見直し 新たなサービス体系の確立  
サービスの質の向上 負担のあり方・制度運営の見直し

#### 2 事業者規制の見直し

指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を図る観点から、以下が追加された。

ア 指定の欠格事由に、申請者の取消履歴、役員の取消履歴、犯罪履歴等を追加した。

イ 過去に指定を取り消されて一定の場合に該当するときは、指定できないこととされた。

指定の更新制の導入

ア 事業者の指定に有効期間（6 年）を設ける。

イ 更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。

（現行も、新規の指定申請について、同様の場合には拒否できる。）

事業者規制の見直し

都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行えるよう、事業者に対する(1)業務改善勧告(2)業務改善命令(3)指定の効力の停止命令(4)当該処分の公表、の権限が追加された。

#### 3 法令遵守は最低限の要件

・ 質の向上が課題の段階に入っている。 ・ 基準さえ守れないのでは、質の向上は期待できない 等

### 第 2 都における適正化の取組

1 予防 (1) 事業者自身による自己点検 事業者自己点検チェックシートの作成・配布

(2) 事業者研修の充実 新規指定事業者・介護支援専門員に対する研修の実施

(3) 事業者及び保険者への情報提供 「かいてき便り」の発行・配布

2 監視 (1) 介護給付実績の分析 国保連システムの活用によるモニタリングの実施

保険者研修の実施 縦覧点検の実施 医療給付と介護給付の突合点検の実施

(2) 保険者による点検・調査 認定調査状況・ケアプランチェックの実施

住宅改修・福祉用具実態調査の実施

(3) 利用者等からの情報 介護給付費通知の実施 苦情相談窓口の設置・活用

3 指導 都・保険者・国保連による指導

監査結果概要と今後の検査及び指導指針 福祉保健局指導監査部指導第一課長 篠田 林歌

大手 3 者に行った勧告や文書で指摘した内容を説明。改正介護保険法で示された厳罰化の説明と、法令遵守の徹底を、事業者に再度要請した。